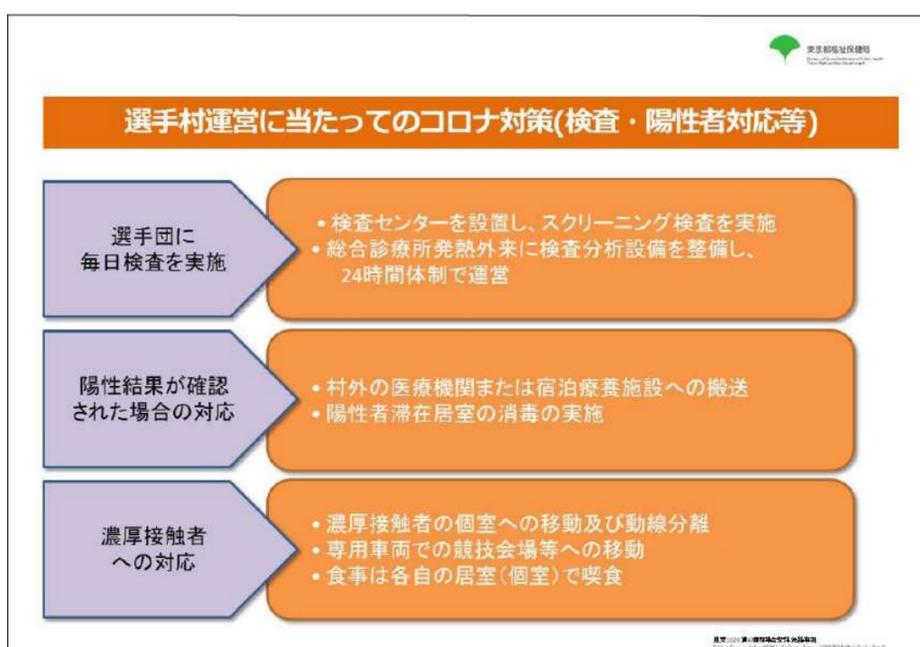


大会中に生じた課題と対応として、スクリーニング検査キットの不足に対しては、検査キットのメール発注の仕組みを作り、反対に過剰配布に対しては各会場での回収場所の早期開設および新設等の対応を行うことで、検査キットの偏在が起きにくいようにしました。

障害をもつアスリート等の移送については、陽性者の障がいの程度や介助の必要性の評価を行い、また福祉車両を有し陽性者搬送可能な交通事業者を確保して対応しました。

介助を要する陽性者が想定以上に療養施設に入所するという事態に対しては、東京2020 IDCC (感染症対策センター)内の看護師を療養施設へ再配置し、設備の追加手配、現場スタッフの工夫による環境改善を行いました。



選手村運営にあたっては、選手団への検査、陽性結果が確認された場合の対応、濃厚接触者への対応等について、事前に入念な準備をしておく必要があります。

選手団への検査については、検査センターを設置してスクリーニング検査を毎日実施するとともに、選手村の総合診療所の発熱外来に検査分析設備を整備し、24時間体制で運営して対応しました。

検査の結果、陽性が確認された場合は、村外の医療機関または宿泊療養施設への搬送と、陽性者滞在居室の消毒を実施しました。

また、濃厚接触者については個室への移動及び動線分離、専用車両での競技会場等への移動、食事は各自の居室(個室)で喫食、という対応を取りました。

コロナが終息したら、
ぜひ、東京にお出ください



限られた時間の中で急ぎ足の説明になってしまいましたが、サイトにアップロードしている資料ではより細かい情報をご覧いただけます。また資料だけではわかりにくい部分がありましたら、是非お気軽にお問合せいただければと思います。どうもありがとうございました。

東京都の 新型コロナウイルス感染症対策



目次

1. 感染症法上の新型コロナウイルス感染症の位置づけ
2. 東京感染症対策センター(東京iCDC)
3. モニタリング指標
4. 患者の発見、発生時の対応
5. 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)
6. 相談・検査体制
7. 医療提供体制
8. 自宅療養支援
9. ワクチン接種の推進
10. 保健所機能の強化
11. 都民等に向けた行動自粛の要請、事業者等との連携
12. 緊急事態措置に係る都の取組

1. 感染症法上の新型コロナウイルス感染症の位置づけ

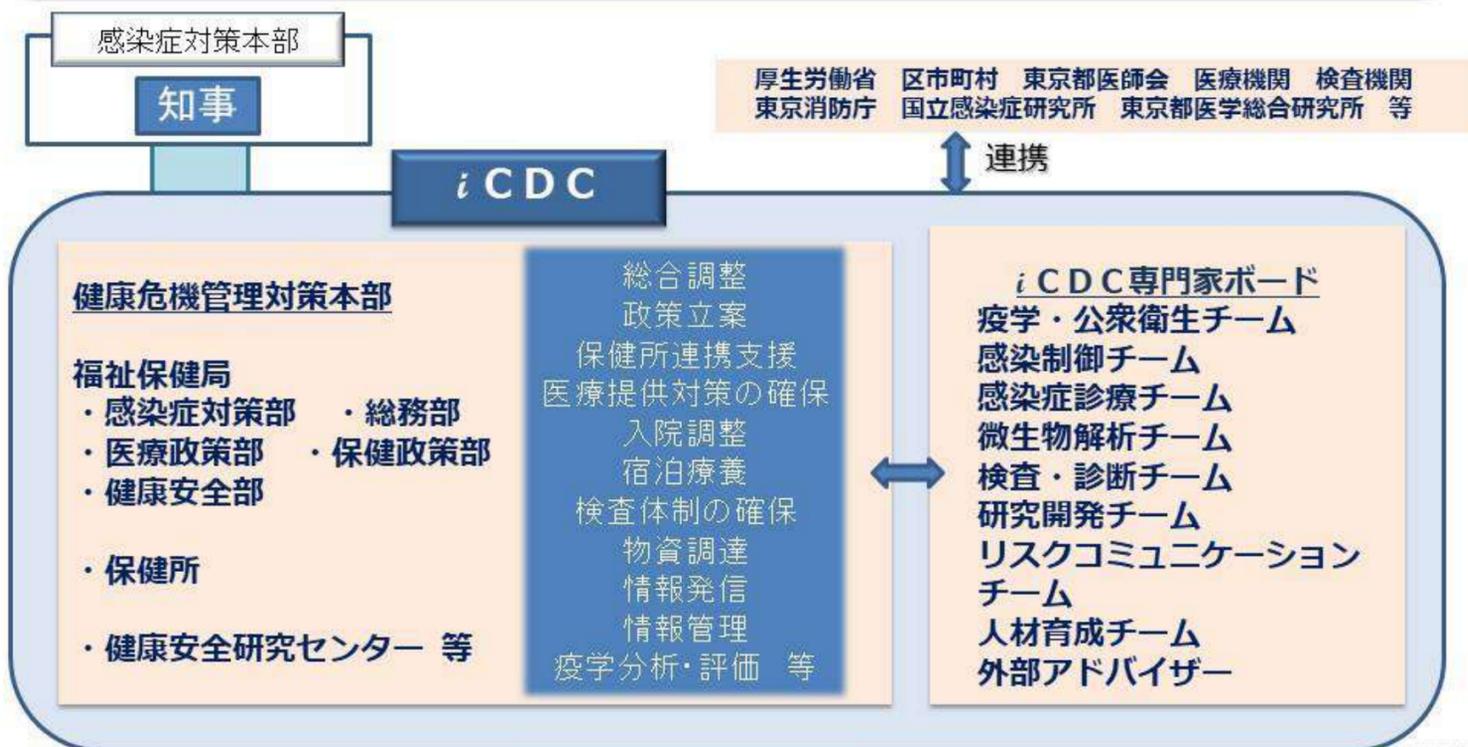
感染症法上の主な措置	新型コロナウイルス感染症	SARS、MERS、鳥インフルエンザ
診断した医師の届出	○	○
患者の指定医療機関への入院(勧告)	○	○
検体の収去、採取等	○	○
感染症の病原体に汚染された場所の消毒	○	○
感染症の病原体に汚染された場所等への立入制限又は禁止、交通の制限又は遮断	×	×
患者、そのほかの関係者に対する質問及び調査	○	○
発生及び実施する措置等に関する情報の公表	○	×
濃厚接触者等の健康状態報告の協力依頼	○	×

3

2. 東京感染症対策センター（東京iCDC）

(Tokyo Center for Infectious Disease Control and Prevention, Tokyo iCDC)

- 調査・分析、情報収集・発信など、効果的な感染症対策を一体的に担う常設の「司令塔機能」として令和2年10月1日に立ち上げ
- 平時から、人材育成や自治体・研究機関等とのネットワーク構築などを通じて、インテリジェンス機能を強化
- 危機発生時は、迅速かつ効果的に対応を図る緊急時オペレーション機能を発揮



3. モニタリング指標

- 新型コロナウイルス感染症について、都内の「感染状況」と「医療提供体制」を2つの柱として7つのモニタリング項目を設定

- 感染状況
 - (1) 新規陽性者数
 - (2) *#7119における発熱等相談件数
 - (3) 新規陽性者における接触歴等不明者
- 医療提供体制
 - (4) 検査の陽性率(PCR・抗原)
 - (5) 救急医療の*東京ルール適用件数
 - (6) 入院患者数
 - (7) 重症患者数

Indicators monitored	Pretest figures (as of November 2)	Current figures (as of November 10)	Compared to last week	Highest up to now	
Situation Epidemiological situation	1. Confirmed cases ⁽¹⁾ (of which are 45 years and older)	21.7 (3.1)	22.9 (3.4)	→	4,849.4 (2021/6/18)
	2. Number of calls to #7119 related to fever, etc. ⁽²⁾	52.9	55.4	→	209.7 (2021/6/16)
	3. New untraceable cases ⁽³⁾	Number 14.5	14.6	→	2,972.6 (2021/6/19)
Healthcare system Hospitalization system	Rate of increase in	79.4%	106.3%	→	281.7% (2020/4/9)
	4. Positivity rate (single tested)	0.4% (3,488)	0.4% (3,379)	→	31.7% (2021/6/11)
	5. Number of cases for central coordination with the "Tokyo Rule for Emergency Medical Cases" ⁽⁴⁾	46.9	50.1	→	145.1 (2021/6/14)
	6. Hospitalized patients (Hospital bed capacity)	130 (4,886)	118 (4,834)	↓	4,351 (2021/6/6)
	7. Severe patients (Patients requiring respiratory support, including ECMO) (Hospital bed capacity)	14 (366)	10 (356)	↓	297 (2021/6/28)

用語	意味
*#7119	急病やけがの際に、緊急受診の必要性や診察可能な医療機関をアドバイスする電話相談窓口
*東京ルールの適用件数	救急隊による5医療機関への受入要請又は選定開始から20分以上経過しても搬送先が決定しない事案の件数

- 毎週、専門家による状況分析を項目ごとに行い、都内の感染状況と医療提供体制それぞれについて4段階で評価



4. 患者の発見、発生時の対応

- ① 症状等からコロナ感染を疑った場合、コールセンター又は保健所の案内により、検査ができる医療機関を受診



- ② 検査で陽性の場合、医療機関から管轄保健所に対し、システムにより患者発生報告を実施(詳細は次ページ)

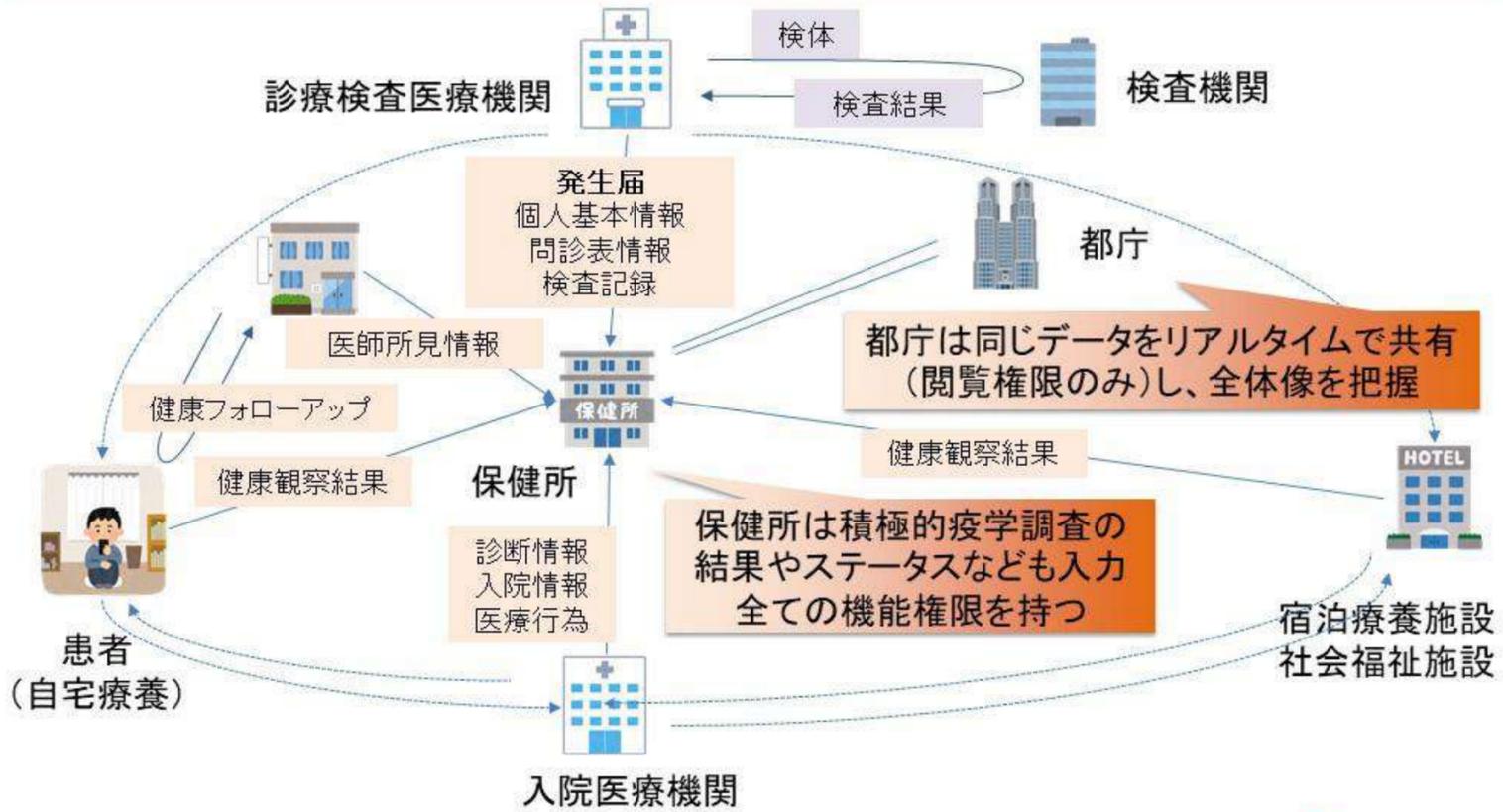


- ③ 報告を踏まえ、管轄保健所が患者と接触。患者の状態に応じた療養、疫学調査に基づく感染拡大防止対策を実施



5. 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（全体像）

HER-SYS Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19
医療機関・保健所・患者（入力のみ）がクラウドに情報を登録し、情報共有を図るシステム



新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム 帰国者・接触者外来ユーザー操作マニュアル



5. 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（特徴）

- 新型コロナウイルス感染者等の情報（症状、行動歴等）を一元的に管理、関係者間で共有！
- ◆ 現場の保健所職員等の作業をIT化・ワンスオンリー化（一度入力した情報を別途報告等する必要がなくなる）
- ◆ スマホ等を通じて患者が健康情報を入力
- ◆ 感染者等の状態変化を迅速に把握・対応

感染者等へのサポートの充実・安心

保健所・医療機関等の負担軽減

的確な患者管理のサポート

導入のメリット

【医療機関】

パソコン・タブレットで入力・報告が可能に
保健所がFAXをパソコンに入力する作業も減少

【都民】

スマホ等により簡単に報告可能に
きめ細かな安否確認を受けられるように

【東京都・保健所】

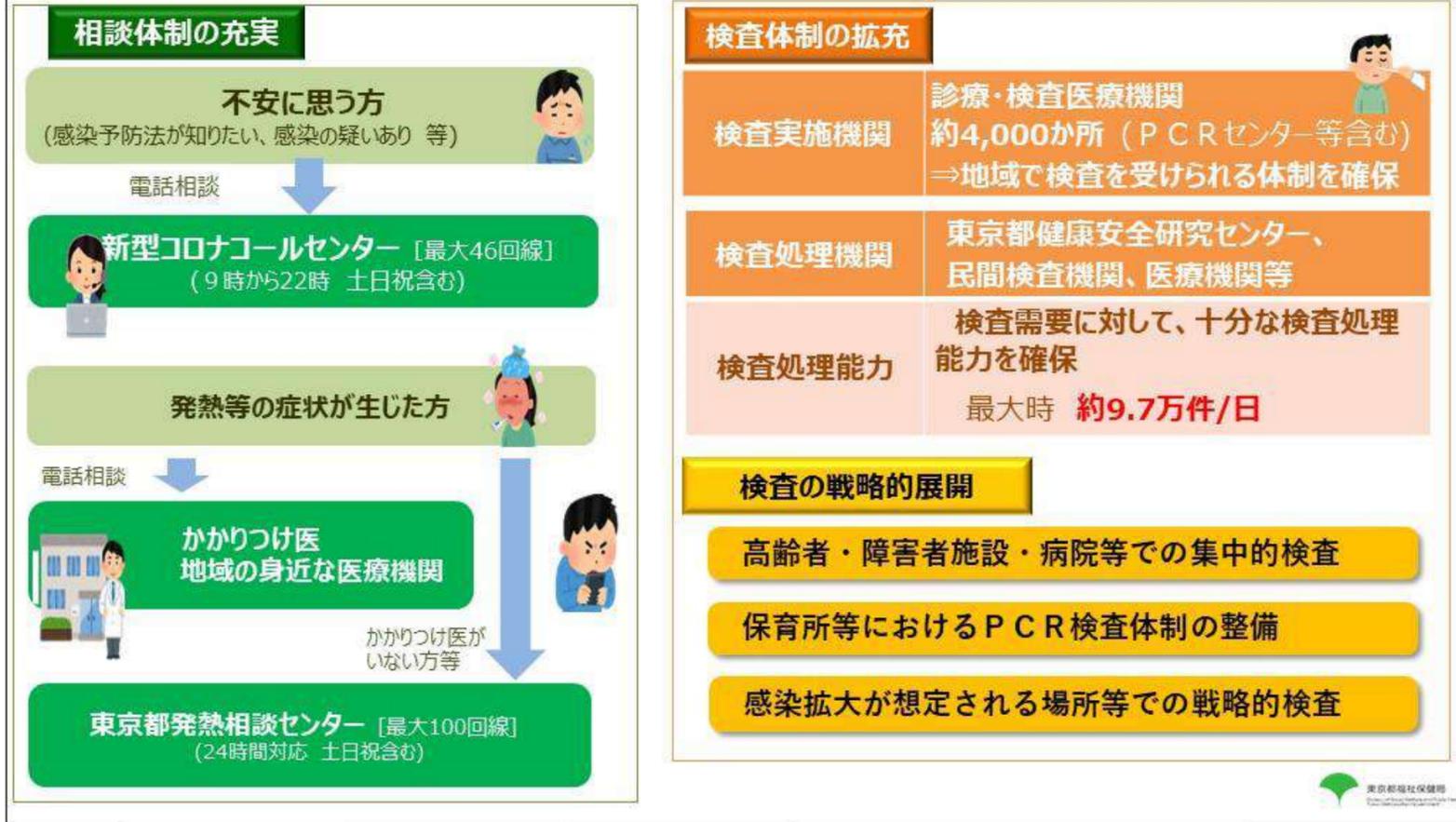
患者本人や医療機関、保健所等が入力した患者情報が迅速に集計され、東京都、国まで共有可能に。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12620000/000729154.pdf>



6. 相談・検査体制の拡充、検査の戦略的展開

- 都民の不安を解消するための相談体制を充実するとともに、重症化リスクの高い施設や感染拡大が想定される場所等における戦略的・集中的な検査を展開



7. レベル分類に応じた医療提供体制等の確保

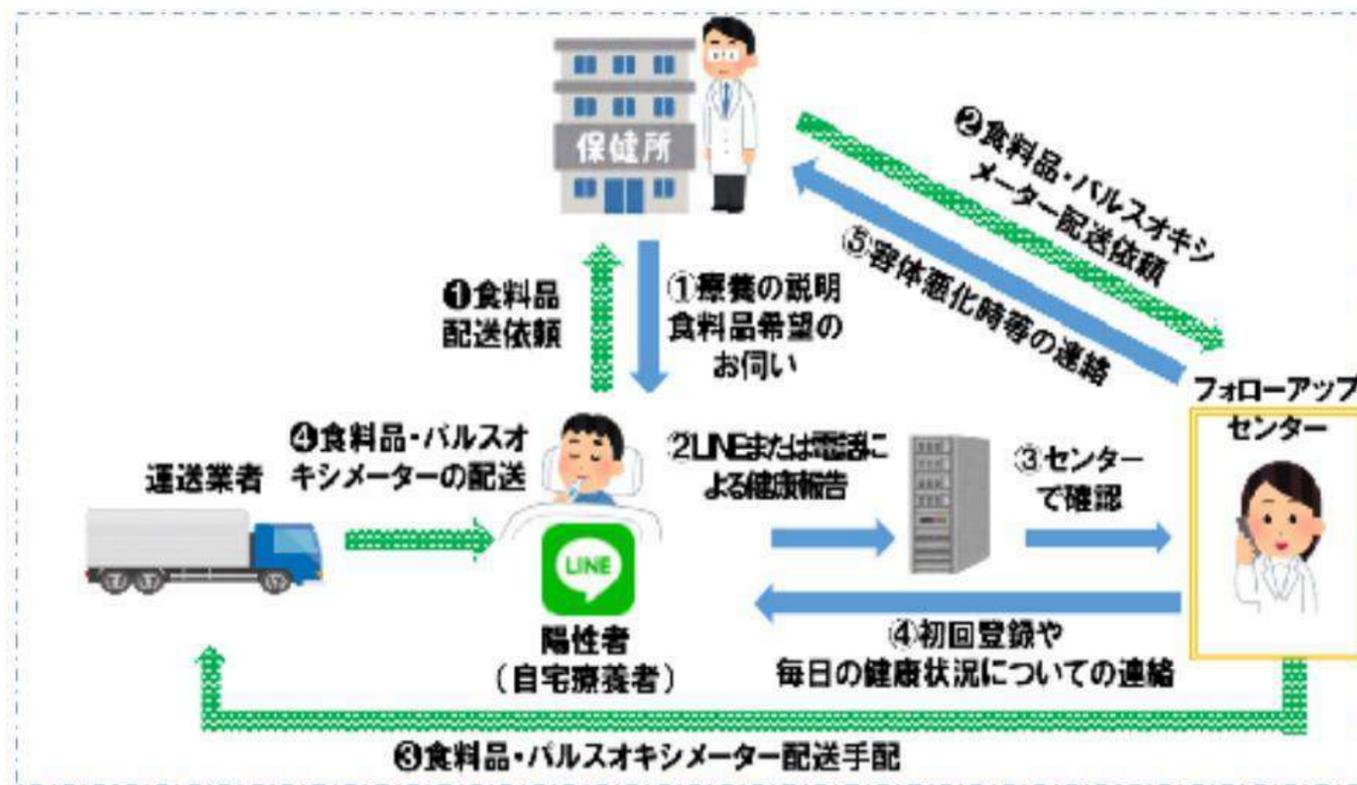
- 感染状況に応じ病床・宿泊療養施設を確保、「医療非常事態」の状況を受け感染症法に基づく要請を実施
→ 病床等の確保(最大6,891床)、宿泊療養の体制整備(都内31施設、7,900室)

レベル分類	医療提供体制の強化			
	病床 (重症病床)	臨時の医療施設等		宿泊療養施設
		入院待機ST	酸素・医療提供ST	
レベル1 (維持すべき)	4,000床 (300床) 病床確保レベル1	休止	110床	1,750室
レベル2 (警戒を強化)	5,000床 (350床) 病床確保レベル2	20床	330床	3,070室
レベル2.5 (都独自)	6,891床 (503床) 病床確保レベル3	46床	720床	7,900室
レベル3 (対策を強化)				
レベル4 (避けたい)	更なる増床 を国と調整	更なる施設数を確保しつつ、有症状、重症化リスクありの患者の受け入れを行っていく段階		



8. 自宅療養支援フォローアップ

- 自宅療養者の健康面・生活面を一体的に支援するフォローアップ体制を整備、療養者への医療支援を強化
→ 自宅療養支援フォローアップセンターの設置。療養者からの医療相談に24時間対応。外国語も対応。



9. 新型コロナワクチン接種の推進①

- 希望する全都民の確実な接種に向け、区市町村等と連携しワクチン接種を推進

- 医療従事者等の優先接種
 - 2021年3月から実施
 - ワクチン接種予約システムの開発、専用コールセンターの設置
- 住民向け接種
 - 2021年4月から65歳以上、6月からは64歳以下を対象に接種開始
 - 住民向け接種を行う区市町村への支援
 - 医療従事者の確保
 - 広域自治体としての調整等
- 副反応への対応体制を整備
 - 副反応相談センターを開設
- ワクチン接種に関する情報発信
 - ポータルサイト開設(右図参照)

東京都新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト

ワクチンを接種したい | ワクチンについて知りたい | 接種実績を知りたい | その他の取組を知りたい

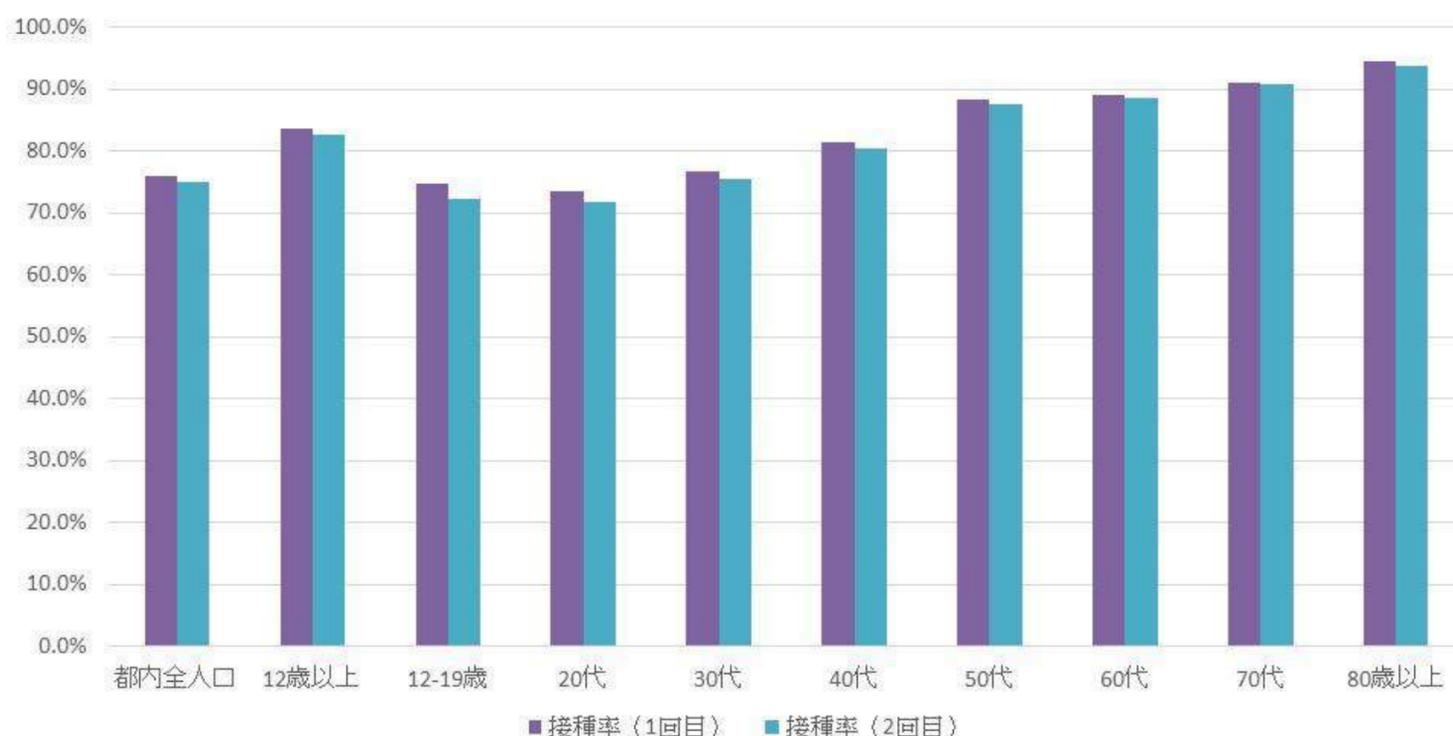
若者の皆様へ (16~39歳) | 妊娠中の方へ | 小・中学生の保護者の方へ (12~15歳) | Foreign Language

■ 都が設置する大規模接種会場については、東京都ワクチン接種会場コールセンター (0570-034-899) にお問い合わせください(受付時間等はこちら)。
■ 大規模接種会場の情報は、公式Twitter (@tocho_vaccine) でも発信しています。

9. 新型コロナウイルスワクチン接種の推進②

- 12歳以上の都民で、1回接種済の方は83.7%、2回接種済の方は82.5%（12月6日分まで）

都民年代別ワクチン接種状況（接種1回目・2回目）



10. 保健所機能の強化

- 相談対応や受診案内、積極的疫学調査や健康観察など、保健所の感染症対策機能を的確に発揮できるよう、応援職員の派遣や環境整備など、様々な面で都の取組を強化

保健所の主な業務

相談対応・受診案内

入院・宿泊・
自宅療養の調整

積極的疫学調査
(患者や濃厚接触者に対する聞き取り調査等)

健康観察
(宿泊療養者・自宅療養者等)

感染者の発生状況
入院情報等の管理

保健所を支援するための都の取組

保健所への人的支援

- ・応援職員の派遣
- ・専門人材の確保

支援組織の構築

- ・トレーサー部隊を創設し、積極的疫学調査を強化
- ・情報管理チームを設置し、患者情報を一元管理

保健所業務のデジタル化推進

- ・ヘッドセット、大型ディスプレイ等の導入
- ・発生届等の記載情報を自動で電子情報化
- ・チャットボットを活用した健康観察システム導入

11. 都民等に向けた行動自粛の要請、事業者等との連携

- 感染状況等を踏まえながら、都民に対して、不要不急の外出・移動の自粛など感染拡大防止に係る要請や呼びかけを行うとともに、都立施設の休館、都主催イベントの延期・中止等を実施

都民等に対する要請・呼びかけ

- 不要不急の外出・移動の自粛の徹底
 - 特に20時以降の不要不急の外出自粛
 - 都県境を越える移動の自粛
 - ステイホームの徹底
 - 旅行や観光は中止または延期
- 感染対策マナーの徹底
 - マスク・手洗い・3密回避の徹底
 - 路上や公園などでの飲み会自粛
 - 対策が不十分な飲食店等の利用を控える
- テレワークの徹底
 - テレワークや時差出勤等で出勤者を7割削減
 - 出勤した場合も20時までの終業・帰宅を要請
 - 出張は控えて、オンライン会議を活用

施設の休館、事業者等との連携等

- 都立施設、都立公園等
 - 休館
 - 入場制限、利用制限
 - 駐車場閉鎖
 - 酒類の販売停止
- 学校
 - 感染防止対策を徹底し学校運営を継続
 - 状況に応じたオンライン授業、分散登校、時差通学、短縮授業等
 - 感染状況に応じて部活動や飛沫感染の可能性の高い活動の中止
- 事業者等との連携
 - 夜間照明、ネオン等は20時以降消灯
 - 大規模施設のライトアップの停止
 - 公共交通機関の減便等



12. 緊急事態措置に係る都の取組

- 感染拡大防止を図るため、国の基本的対処方針を踏まえながら、都民・事業者等への要請などからなる緊急事態措置等を実施。現在、4度目の緊急事態措置後のリバウンド防止措置を実施

	都の措置等・期間	都の措置等の概要	
		【都 民】	【事業者】
令和2年	緊急事態措置① (都民) [4月7日～5月25日] (事業者) [4月11日～5月25日]	不要不急の外出自粛等を要請	施設の休業を要請 飲食店の営業時間の短縮を要請(5～20時) イベントの開催停止を要請
	緊急事態措置② [1月8日～3月21日]	不要不急の外出自粛等を要請	飲食店等の営業時間の短縮を要請(5～20時) イベントの開催制限を要請
令和3年	緊急事態措置③ [4月25日～6月20日]	不要不急の外出自粛、 不要不急の都道府県間 の移動の自粛等を要請	大規模集客施設の休業・営業時間の短縮を要請 イベント関連施設等の無観客開催・営業時間の短縮等を要請 酒類等を提供する飲食店等の休業を要請 酒類等を提供しない飲食店等の営業時間の短縮を要請(5～20時) イベントの開催制限を要請
	緊急事態措置④ [7月12日～9月30日]	不要不急の外出自粛、 混雑した場所等への外出 を半減すること等を要請	酒類等を提供する飲食店等の休業を要請 酒類等を提供しない飲食店等の営業時間の短縮を要請(5～20時) 大規模集客施設・イベント関連施設等の営業時間の短縮等を要請 イベントの開催制限を要請、テレワークの活用等により出勤者数の7割削減を目指すこと等を要請